参考資料

参考－１　用語解説
参考－２　策定経過
参考－３　市民参加の記録

参考－１　用語解説

あ行

IoT 技術

Internet of Things（モノのインターネット）の略で、電化製品・建物・自動車・医療機器等などのモノをインターネットに結び付け、情報交換や作動をさせる仕組み。

ICT

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、情報や通信に関する技術の総称。

RC 造

鉄筋コンクリート造の略。鉄筋でできた枠型にコンクリートを流し込んだ主体構造部を有する建物。

ウォーカブル

居心地のよい、歩きたくなる人中心の空間をつくり、にぎわいの創出を目指す都市計画上の考え方。

AI

Artificial Intelligence の略で、人工知能のこと。人間にしかできなかった高度に知的な作業や判断を行うことができるシステムのこと。

L アラート

自治体やライフライン事業者などの災害関連情報の発信者と各種メディアとの間で情報を共有するシステムのこと。共有された情報は、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通じて、地域住民に効率的に提供される。

延焼遮断帯

市街地における火災の延焼を防止する役割を担う帯状の施設で、道路・河川・鉄道・公園・緑道などによって構築されたもの。

沿道サービス機能

道路の円滑な交通を確保するために設置される機能で、道路管理施設、休憩施設、給油所等の総称。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称。

オープンデータ化

誰もがインターネット等を通じて容易に取得し、許可されたルールの範囲内で自由に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、機械判読に適した形式でデータを公開すること。

か行

街区公園

主に街区内に居住する住民利用を目的に、1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する公園。

開発許可

建築物の建築、土石の採掘、開墾等の目的で行われる、土地の区画形質を変更する行為）。

開発許可基準

開発行為の際に必要とされる許可に関して、適用される基準。

か行

買い物弱者
居住地域の流通機能や交通網の衰退により、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人々のこと。

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）
洪水時の流れにより河岸が削り取られ、家屋が流出・倒壊するおそれがある区域。

家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）
洪水時の氾濫流の流体力により、家屋が流出・倒壊するおそれがある区域。

合併処理浄化槽
家庭から出る雑排水とし尿を併せてきれいに処理する装置。

基幹的公共交通ネットワーク
１日あたり 30 本以上の運行頻度（概ねピーク時片道３本以上に相当）の鉄道路線及びバス路線。

義務的経費
国や自治体の歳出予算のうち、人件費、扶助費など法律上、義務付けられた経費。

狭あい道路
自動車のすれ違い等が困難な、主に幅員 4m未満の道路の総称。緊急用車両（消防車・救急車）の進入が困難であったり、災害時に通行不能になるなどの恐れがある。

緊急輸送道路
地震直後の救命活動や物資輸送を行うための高速自動車道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と防災拠点を相互に連絡する道路。

近隣公園
主に近隣に居住する住民利用を目的に、1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する公園。

区域区分
市街化区域と市街化調整区域を区分すること。

グリーンインフラ
自然環境が持つ多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制 等）を活用し、持続可能で魅力あるまちづくりを進める取組みや考え方。例えば、市街地の未利用地を緑のある交流空間にしたり、農地を保全し、保水やヒートアイランド現象の緩和に活用すること。

景観計画
景観法に基づき、計画区域内の建築等に関して形態、色彩、意匠などに関するルールを定める計画。

景観条例
地域の特性に応じた良好な景観を形成し保全するために、景観法に基づき地方自治体が制定する条例。

建築基準法
建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律。

か行

建築協定

建築基準法に基づき、住宅地としての環境や商店街としての利便性を向上するなどの目的で、土地所有者等の全員の合意により建物等のルールを締結すること。

公園サポーター制度

熊谷市が管理する都市公園や子供広場等において、ボランティアで美化活動を行う団体等と協定を締結し、快適な公園の維持・保全を図る制度。

工業系用途地域

「準工業地域」「工業地域」「工業専用地域」の総称。「準工業地域」は、住宅・商業・工場が共存する地域、「工業地域」は、主に工業の利便を増進する地域、「工業専用地域」は、住宅等の立地が規制されている工業専用の地域。

公共交通空白地域

鉄道駅から 800m以内、バス停留所から 300m以内のいずれにも該当しない地域。

高次都市機能

日常生活の範囲を超えた広域の利用者を対象とした質の高いサービスを提供し、都市全体の魅力や都市活力の向上を図る施設又は機能。例えば、大規模商業施設、文化ホール、行政機関などのこと。

交通結節点

人や物の輸送において、同種又は異種の複数の交通手段が接続する場所。

交通弱者

運転免許や自家用車を持っていないなど、自身で移動することに制約がある人々のこと。

国勢調査

人口の実態を明らかにし、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的に 5 年毎に実施される国の最も基本的な統計調査。

国立社会保障・人口問題研究所

人口、経済、社会保障についての研究を行う厚生労働省に所属する国立の研究機関。

コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中でも地域の活力を維持し、市民が安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進めるための都市計画上の考え方。医療・福祉・商業等の生活機能と居住を集約・誘導し、人口を集積するとともに、公共交通ネットワークにより連携する都市構造をあらわすもの。

さ行

災害弱者

障がい者や高齢者、乳幼児など、災害時に自力での避難行動が困難で、支援を要する人々のこと。

災害ハザード区域

土砂災害や水害などの被災の可能性が高い区域のこと。

再生可能エネルギー

水力、太陽光、太陽熱、風力、地熱、波力など地球環境に負荷が少ないエネルギー資源のこと。

市街化区域
既に市街地が形成されている区域や、今後優先的・計画的に市街化していくべき区域として、都市計画法に基づき県で指定した区域。

市街化調整区域
市街化を抑制すべき区域として、都市計画法に基づき県で指定した区域。

市街地再開発事業
木造建築物が密集する市街地などにおいて、敷地の共同利用、高度利用により、道路・公園などの不足している公共施設の整備や都市型住宅の供給など、総合的なまちづくりを行う事業。

自主防災組織
町内会・自治会を母体とした地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う団体。

自助共助
「自助」は、災害が発生したときに、まず自分自身（家族を含む）の身の安全を守ること。「共助」は、地域の人たちが協力して助け合うこと。

次世代モビリティ
IT などの技術革新で進化した移動手段のこと。例えば、超小型化自動車や自動運転車などのこと。

住宅ストック
すでに存在している住宅のこと。戸建て住宅やマンション等のほか、空き家も含まれる。

住宅セーフティネット
経済的な問題などを要因に住宅に困窮するすべての人々に対して、最低限の安定的な居住を保障する社会的な制度や対策のこと。

準用河川
一級河川、二級河川以外の法定外河川のうち市町村長が指定し、管理する河川。

生涯活動
生涯学習の「生涯」と、市民活動やコミュニティ活動の「活動」を組み合わせた造語で、学習活動に限らないあらゆる分野の「活動」のこと。

生涯活動センター
市民による生涯活動を支援するための施設。

職住近接・職住融合
職住近接は、職場と住居が近いこと。職住融合は、「住む」と「働く」を兼ね備えた住居のこと。

所有者不明土地
政令で定める方法により探索を行ってもなお、その所有者の全部又は一部を明確に知ることができない土地のこと。

浸水継続時間
洪水発生時に、一定の浸水深（50cm）に達してからその浸水深を下回るまでの継続時間。

浸水想定区域
河川の氾濫等により、浸水が想定される区域。

さ行

垂直避難

災害が発生して時間的、状況的に避難場所まで避難できない場合、自宅や近隣ビルなどの上階に避難すること。

スプロール

無秩序、無計画な住宅地化が都市の外縁部に広がることで、既存集落内が虫食い状態になること。

スポーツツーリズム

スポーツの観戦や参加を目的として、その地域を訪れる観光活動のこと。

スマートシティ

都市の抱える諸課題に対して、ＩＣＴ等の新技術を活用しながらマネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われる持続可能な都市のこと。

３D 都市モデル

地形や建物、街路などのデータや様々な都市活動のデータを結び付けて、3 次元の都市空間を仮想の世界（サイバー空間）に再現したデータのこと。都市計画の立案や防災、都市サービスの創出などに活用していくことが期待されている。

生活排水処理施設

汚水中のゴミを取り除いたり、目に見えない小さな汚れを微生物の働きで分解するなどの様々な過程を経て、生活排水を元のきれいな水に近い状態に戻す施設。

生活利便施設

銀行、郵便局、病院、スーパーマーケットなど住宅の周りにある生活に必要な施設の総称。

生産緑地地区

市街化区域内にある農地の生産活動により生み出される緑地の機能に着目し、災害等の防止や良好な生活環境の確保等に役立つ農地を保全するため、生産緑地法に基づき都市計画で定める地区。

戦災復興土地区画整理事業

第 2 次世界大戦による戦災都市の復興事業として行われた土地区画整理事業のこと。

線引き、区域区分

市街化区域と市街化調整区域を区分すること。

総合振興計画

市の最上位に位置する計画で、今後 10 年間で進むべきまちづくりの方向を見定め、それに向かって取組んでいくための総合的な指針。

想定最大規模

1 年間の発生確率が 1/1000（0.1%）以下の降雨を想定したもの。発生確率は小さい一方で、規模の大きな降雨となる。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

インターネットを介して人と人との交流を行うことができる会員制サービスのこと。

た行

地域会館

各地域・校区に身近な地域拠点施設。老朽化した地域公民館の代替として小学校等の敷地に建設予定の建物。

地域高規格道路

高規格幹線道路（高速道路）を補完し、地域の自立的発展や地域間の連携を支える道路で自動車専用道路と同等の機能を持つ質の高い道路。

地区計画

☞１２０ページ

低炭素化・脱炭素化

低炭素化は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの排出をできる限り低く抑えること。脱炭素化は、排出量が実質的にゼロの状態を目指すこと。

低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周囲の利用状況に比べ、利用の程度(利用頻度、整備水準、管理状況など)が低い「低利用地」の総称。

デマンド交通

利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態のこと。

テレワーク

ICT を活用して時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く形態。

都市型住宅

駅やバス停、様々な都市機能の利便性が高い中心部に立地し、耐震性能等の優れた建物構造の住宅。

都市機能

都市の生活を支える商業や医療・福祉・子育て・教育・防災等の役割（働き）。

都市基盤整備

道路、公園、上下水道等の都市の様々な活動を支える最も基本となる施設を整備すること。

都市計画基礎調査

おおむね 5 年ごとに、人口規模、市街地の面積、土地利用、交通などについて調査する都市計画に関する基礎的調査。

都市計画区域

都市計画を決めるにあたって定める都市の範囲で、人や物の動き、地形などから見て、一体の都市として捉える必要がある区域。都市計画法に基づき県で指定する。

都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

都市計画の目標や区域区分、土地利用、都市施設、市街地開発事業等に関する都市計画の決定の方針等について、県が広域的な視点から定める計画。「整開保」や「都市計画区域マスタープラン」とも呼ばれる。☞18 ページ

都市計画道路

都市計画法において定められる都市施設の一つで、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路などのこと。

都市計画法

都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とした法律。

た行

都市計画法第３４条第１１号区域

☞１０５ページ

都市計画法第３４条第１２号区域

☞１０５ページ

都市公園、都市計画公園

都市公園は、地方公共団体が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。
このうち、都市計画施設として決定されたものが都市計画公園で、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園または特殊公園がある。

都市再生特別措置法

情報化、国際化、少子高齢化等に対応するため、都市機能の高度化及び居住環境の向上等の基本方針を定めた法律。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

土砂災害が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域。

土地区画整理事業

まとまりある一定の箇所で道路、公園、河川等の公共施設を整備し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

な行

内水氾濫

河川へ排水する下水路等の排水能力の不足などが原因で、降った雨を排水処理できずに引き起こされる氾濫のこと。

農業集落排水施設

生活排水がそのまま農業用排水路や河川に流されるのを防ぐため、農村地域内の下水を集合的に処理する施設。

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図る地域。

農振農用地

農業振興地域のうち、まとまりある優良農地や生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。

は行

バリアフリー

交通施設や公共の建築物などにおいて、高齢者や障害者の生活上の妨げになる障壁（バリア）がないように配慮した設計・整備。

ヒートアイランド現象

地表面の被覆や人工排熱の増加などが原因で、都市の気温が周辺の郊外に比べて高くなる現象。

５R（ファイブアール）

ごみを減らすためのＲで始まる５つの行動。リフューズ（断る）、リデュース（減らす）、リユース（繰り返し使う）、リペア（修理する）、リサイクル（循環する）。

は行

扶助費
生活に困窮している人、子育て世帯、障害者等を支援するための予算。

復興まちづくりイメージトレーニング
災害発生の事前準備として「生活再建」と「市街地復興」の観点から復興まちづくり計画を策定するトレーニング。

防火地域・準防火地域
市街地における火災の危険予防のため、建物を構造面から規制する地域。

防災アセスメント
災害の危険性と建物やライフラインの分布等を調査し、周囲にどの程度影響が発生するかを評価するもの。

北部地域振興交流拠点
県の東西南北の拠点の一つとして、県と市が、産業支援施設や県立図書館、地域の交流施設などを共同事業により、一体的に整備するものとして、これまで検討されてきているもの。

ポストコロナ社会
新型コロナウイルスが存在していることを前提として、共存していく社会のこと。

ま行

まちづくり埼玉プラン
埼玉県５か年計画や都市計画審議会の提言を踏まえた、埼玉県の都市計画の基本方針。

未利用エネルギー
有効に利用できる可能性があるにもかかわらず、これまで利用されてこなかったエネルギーの総称。工場や廃棄物処理施設の排熱など。

無電柱化
電力線や通信線などを地下空間へ収容し、道路から電柱をなくすこと。
主に景観や防災の面での改善効果が期待される。

妻沼聖天山
妻沼地域に立地する寺院のこと。県内唯一の国宝建造物として知られる「歓喜院聖天堂」や国指定重要文化財の「貴惣門」などがある。

や行

ゆうゆうバス
平成 11 年 10 月から旧熊谷市で本格運行を開始したコミュニティバスのこと。

優良農地
一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地のこと。

ユニバーサルデザイン
年齢、体格、性別などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初から利用可能であるようにデザインすること。

用途地域
都市計画法に基づく制度で、建物の用途、容積率、建ぺい率などの建築規制を定めた地域。本市では、市街地の特徴に応じて 12 種類を指定。

や行

要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設などの防災上の配慮を要する人が利用する施設。

予防保全

設備や機械が壊れる前に、あらかじめ決められた期間や手順に従って、メンテナンスをすること。

ら行

ライドシェア

自動車の相乗りの需要をマッチングさせるサービス。

ランドバンク事業

主に市や宅建業者等で構成する地域の法人が主体となり、管理不全の空き地の取引のマッチングや、空き家・空き地・狭あい道路の一体整備等を行い、有効活用を図る事業のこと。

リノベーション

既存の建物に対し、用途の変更や新たな機能を追加するなどして、性能を向上させたり価値を高めるために行う改修工事。

流通業務施設

トラックターミナル、卸売市場、倉庫などの物流関連の施設。

緑化重点地区

市街化区域における緑あふれる居住環境の創出と施設緑地を重点的に整備する地区として位置付けた地区。

緑被率

一定の区域における樹林、草地、農地、園地などの緑で被われた土地の面積割合。

参考－２　策定経過

（１）検討体制

策定に当たっては、土地利用・交通・防災の学識経験者と市内関係団体及び公募市民で構成した策定委員会を設置し、令和２年９月から令和４年３月までに９回開催しました。また、市民意見を反映するため、市民アンケート調査やワークショップ等を開催するとともに、パブリックコメントを行いました。

庁内においては、都市計画課を事務局として、庁内検討委員会を設置し全庁的な体制の下で検討を行いました。

《策定体制》

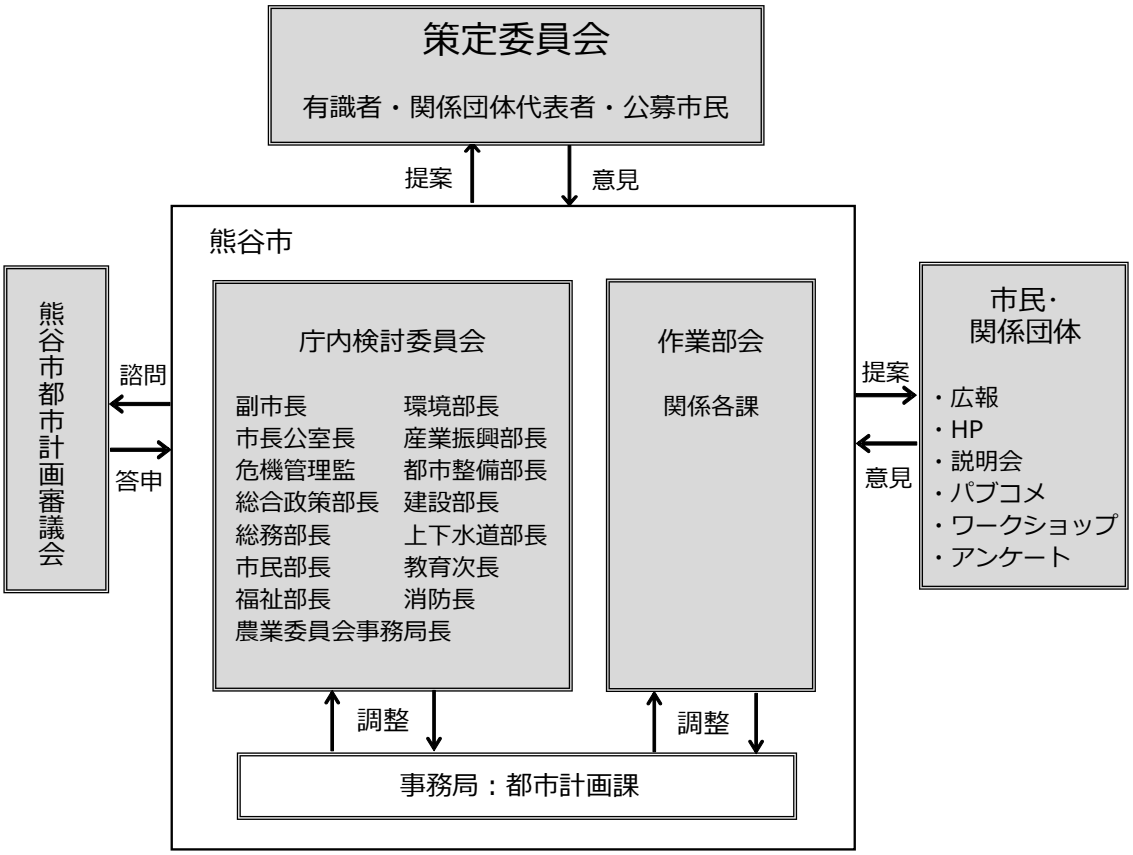

■熊谷市都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会　委員名簿

	区　分	氏　名	所　属	備　考
1	学識経験（土地利用）	大沢　昌玄	日本大学理工学部 教授	会長
2	学識経験（防災）	中村　仁	芝浦工業大学システム理工学部 教授	副会長
3	学識経験（交通）	小嶋　文	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	
4	市議会	栗原　健舅	熊谷市議会	
5		影山　琢也	熊谷市議会	
6	市民団体	船田　重則	熊谷市自治会連合会	
7	教育関係者	植原　通之	熊谷市ＰＴＡ連合会	
8	商工業関係者	長沼　俊一	熊谷商工会議所	
9		小川　恵司	くまがや市商工会	
10	農業関係者	木村　進	熊谷市農業委員会	令和２年度
		木部　富次		令和３年度
11		橋本　孝之	くまがや農業協同組合	
12	医療・福祉 関係者	長島留美子	熊谷市社会福祉協議会	令和２年度
		高橋　近男		令和３年度
13	交通事業者	山岸　晃	国際十王交通株式会社	
14	関係行政機関	小山　　淳	埼玉県熊谷県土整備事務所	令和２年度
		竹渕　晴男		令和３年度
15	市民	寺井　直美	公募	
16	市民	高橋　大樹	公募	

（２）策定までの経緯

年月		会議名	主な議題等
令和元年度	11 月	市民アンケート調査	まちづくりの意見収集
令和２年度	９月	第１回 策定委員会	策定体制、ポイント等
		第１回 市民ワークショップ（市全体）	まちづくりの意見収集
	１０月	第２回 市民ワークショップ（地域別） ①北部地域（10 月 31 日） ②西部地域（10 月 31 日） ③中央地域（11 月３日） ④東部地域（11 月３日） ⑤南部地域（11 月７日）	
		市ホームページによる意見募集	
	１２月	第２回 策定委員会	将来都市像、都市づくりの目標、将来都市構造、各計画の方針
		くまがや未来のまちづくり絵画展	小中学生が考える未来の熊谷
	３月	第３回 策定委員会	全体構想（都市計画マスタープラン） 都市機能誘導区域、居住誘導区域（立地適正化計画）
令和３年度	４月	第４回 策定委員会	
	５月	熊谷市都市計画審議会	策定の進捗報告
	６月	オープンハウス ①ティアラ 21（６月 19 日） ②ベルク佐谷田店（６月 19 日） ③籠原駅自由通路（６月 26 日） ④いなげや大里江南店（６月 26 日） ⑤イール妻沼（７月４日）	策定状況の周知と意見収集
	８月	第５回 策定委員会	地域別構想、市街化調整区域の整備及び保全の方針（都市計画マスタープラン） 誘導施設及び誘導施策、防災指針（立地適正化計画）
		第６回 策定委員会	
	１０月	第７回 策定委員会	都市計画マスタープラン素案 立地適正化計画素案
		第８回 策定委員会	
	１１月	市民説明会 ①妻沼中央公民館（11 月 23 日） ②熊谷市立商工会館（11 月 28 日） ③別府公民館（12 月４日） ④江南公民館（12 月４日） ⑤大里コミュニティセンター(12 月５日)	都市計画マスタープラン案 立地適正化計画案
	１２月	パブリックコメント	
	３月	第９回 策定委員会	
		熊谷市都市計画審議会（諮問・答申）	

参考－３　市民参加の記録

①市民アンケート調査

目　的　：まちづくりに対する意見や要望を幅広く収集するために実施
実施日時：令和元年 11 月 21 日～12 月 8 日
対象者　：無作為抽出した 18 歳以上の市民 3,000 人
実施方法：郵送形式
回　収　：1,166 件（回収率：39%）

②市民ワークショップ

目　的：地域に密着したまちづくりに対する具体的な意見や要望を収集するために実施

■第１回（市全体）
実施日時：令和２年９月 26 日（土）　熊谷市立勤労会館
参加者　：30 名




■第２回（地域別）

実施日時：北部地域	令和２年 10 月 31 日（土）妻沼中央公民館	参加者 16 名
参加者　西部地域	令和２年 10 月 31 日（土）さくらめいと	参加者 19 名
中央地域	令和２年 11 月３日（火）熊谷市立商工会館	参加者 13 名
東部地域	令和２年 11 月３日（火）熊谷市立商工会館	参加者 14 名
南部地域	令和２年 11 月７日（土）江南公民館	参加者 11 名

計 73 名の参加




③市ホームページによる意見募集

目　的　：ワークショップに参加できなかった市民の意見を収集するために実施
実施日時：令和 2 年 10 月 7 日～11 月 7 日
実施方法：入力フォームで意見を募集（ワークショップと同様の資料・議題を提示）
意見提出：25 件

④くまがや未来のまちづくり絵画展

目　的　：熊谷の将来を担う市内の小中学生たちに、まちの未来について考えてもらうために実施
募集日時：令和 2 年 12 月 14 日～令和 3 年 1 月 25 日
応募数　：1,007 作品
展　示　：令和 3 年 2 月 12 日～3 月 15 日
応募作品の中から選考により 32 点を選出し、熊谷市役所本庁舎 1 階ホールにて展示





⑤オープンハウス

目　的　：各計画の検討状況の周知と、中間段階の計画内容に対する具体的な意見を収集するために実施

実施日時：中央地域　令和３年６月 19 日（土）ティアラ 21　来場者 79 名
東部地域　令和３年６月 19 日（土）ベルク佐谷田店　来場者 92 名
西部地域　令和３年６月 26 日（土）籠原駅自由通路　来場者 112 名
南部地域　令和３年６月 26 日（土）いなげや大里江南店 来場者 46 名
北部地域　令和３年７月　４日（日）イール妻沼　来場者 82 名

実施方法：パネルの展示と担当者による説明・質疑応答





《 展示したパネルの一部 》



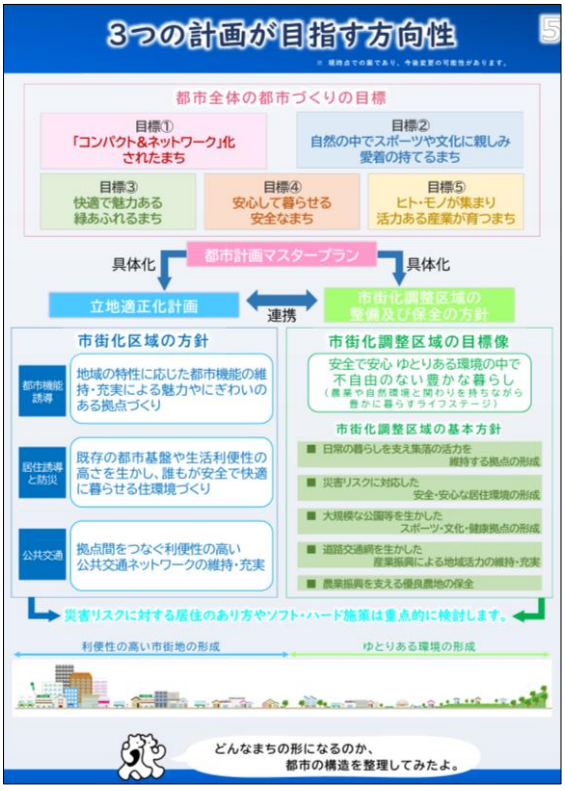

⑥市民説明会

目　的　：パブリックコメントを実施する計画（案）の内容を説明するために実施

実施日時：北部地域　令和３年 11 月 23 日（火）妻沼中央公民館

中央地域　令和３年 11 月 28 日（日）熊谷市立商工会館

東部地域　令和３年 11 月 28 日（日）熊谷市立商工会館

西部地域　令和３年 12 月 ４日（土）別府公民館

南部地域　令和３年 12 月 ４日（土）江南公民館

全　　体　令和３年 12 月 ５日（日）大里コミュニティセンター

合計で 43 名が参加

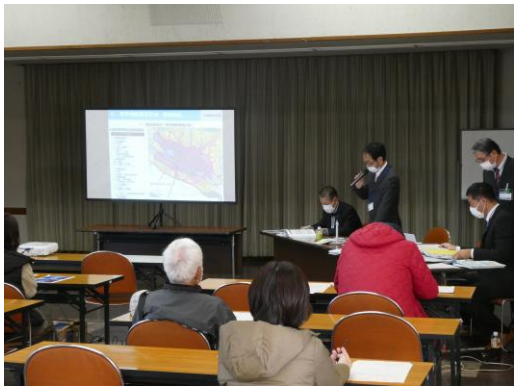



⑦パブリックコメント

目　的　：計画（案）に対する意見を広く求めるために実施

実施日時：令和３年 11 月 24 日（水）～12 月 23 日（木）

意見提出：13 名、50 件